

新医薬品の薬価算定方式③

～特例的なルール～

- 類似薬がない場合には、原材料費、製造経費等を積み上げる。

【原価計算方式】

(例)	① 原材料費	(有効成分、添加剤、容器・箱など)
	② 労務費	(=4,264<注1>×労働時間)
	③ 製造経費	(=②×1.719<注2>)
	④ 製品製造(輸入)原価	
	⑤ 販売費・研究費等	(=(④+⑤+⑥)×0.377<注3>)
	⑥ 営業利益	(=(④+⑤+⑥)×0.192<注4>)
	⑦ 流通経費	(=(④+⑤+⑥+⑦)×0.076<注5>)
	⑧ 消費税	(5%)

合計:算定薬価

(下線の数値は、医薬品製造業の平均的な係数(最新版)を用いることが原則)

<注1> 労務費単価:「毎月勤労統計調査(平成17年)」(厚生労働省)

<注2> 労働経費率

<注3> 販売費及び一般管理費率

<注4> 営業利益率:「産業別財務データハンドブック」(日本政策投資銀行)(平成18年12月発行)

<注5> 流通経費率:「医薬品産業実態調査報告書(平成17年度)」(厚生労働省医政局経済課)

既存治療と比較した場合の革新性や有効性、安全性の程度に応じて、営業利益率(現在19.2%)を±50%の範囲内でメリハリをつける。